平成２３年（フ）第９９６０号
東京都世田谷区三宿２丁目11―32―302
破産者　長尾　敏子
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４２９号
東京都江戸川区篠崎町８丁目11番11号―101
破産者　川口工業株式会社
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８３４号
東京都港区新橋３丁目26番３号
破産者　株式会社オーワン
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８３５号
神奈川県川崎市麻生区細山６丁目５―14
破産者　鶴留　洋一
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９０２号
神奈川県横浜市中区元町５丁目201番地
破産者　ジャスト・インタイム有限会社
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９０３号
東京都町田市鶴間538番地の３
破産者　株式会社雲母
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９０４号
神奈川県横浜市青葉区梅が丘15―５
破産者　加藤　　力
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９０５号
神奈川県横浜市青葉区梅が丘15―５
破産者　加藤　　壽
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３７６号
神奈川県横浜市青葉区大場町387番地41
破産者　有限会社トレーディング
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３７７号
神奈川県横浜市青葉区大場町382―30　Ａ―２
破産者　市来和香子
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１７５号
神奈川県藤沢市川名672―205、開始決定時の住所神奈川県鎌倉市手広６丁目５―12
破産者　中野　六郎
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１７６号
神奈川県藤沢市川名672―205、開始決定時の住所神奈川県鎌倉市手広６丁目５―12
破産者　高野美加子
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５１９号
東京都足立区中央本町２丁目27―11
破産者　西澤　光久
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１６２号
東京都練馬区西大泉５丁目７―５
破産者　大迫　忠壽
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２６４号
千葉県柏市豊四季339番地の27
破産者　株式会社フリーウェイジャパン
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８５２号
東京都葛飾区東四つ木１丁目17―13　サンライズ２―102
破産者　神楽―ｋａｇｕｒａ―こと　玉田　克利
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２５３号
東京都北区上十条２丁目24―12―401
破産者　永井　一彦
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０４１号
東京都世田谷区千歳台５丁目３―23
破産者　加藤　輝真
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１０９号
東京都杉並区阿佐谷北４丁目30番６号
破産者　株式会社ロールドール
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１１０号
神奈川県川崎市幸区南加瀬４丁目19―１―401
破産者　稲葉　明良
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１４９号
東京都墨田区八広２丁目52―19―902
破産者　望月　弘美
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１５０号
東京都墨田区八広２丁目52―19―902
破産者　望月　禮一
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部